# 〇総務省告示第百四十三号

無 線 設 備 規 則 昭 和 + 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 八 号) 第二十 . 匹 条 第二 + 八 項 及 び 第 兀 十 五 条

の 二 十 第三 項 第三 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 航 空 機 地 球 局  $\mathcal{O}$ 無 線 設 備  $\mathcal{O}$ 技 術 的 条 件 を 次  $\mathcal{O}$ ょ うに 定 め る。

令和二年四月十七日

総務大臣 高市 早苗

### 一般的条件

使 用 す る 電 波  $\mathcal{O}$ 周 波 数 及 び タ 1 4 ス 口 ツ 1 は 通 信 網 管 理 機 能 を 有 する 航 空 地 球 局 か 5 発 射 され

る 電 波 を 1 ン 7 ル サ ツ } 人 工 衛 星 局  $\mathcal{O}$ 中 継 に ょ ŋ 受信 す ることによ 0 て、 自 動 的 に 選 択 さ れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

であること。

#### 一 送信装置

## 1 等価等方輻射電力

等 価 等 方 輻 射 電 力 は 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 撂 げ る 区 分 に 従 7 ` そ れ ぞ れ 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 撂 げ る

とおりであり、自動的に選択できること。

区分

等価等方輻射電力

搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力

搬 送波を送信してい ないときの等価等方輻 射電力は、 次の 表 の上欄に掲げる周波数帯に従い、

それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

**(**→**)** 最大等価等方 輻射 電 力が一五デシベル(一 ワットを○デシベルとする。)以下の場合

周波数带
二三〇MHz以下
二三〇Mを超えー、〇〇〇M以下
一、〇〇〇Mを超え一、五二五HX以下

一、五二五Mを超え一、五五九M以下	Ⅰ)九七デシベル以下任意の一〇〇㎞の帯域幅における尖頭電力が(
一、五五九Mkを超え一二・七五Hz以下	−)七七デシベル以下任意の一○○㎞の帯域幅における尖頭電力が(
(二) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル(一ワットを○デ	(一ワットを○デシベルとする。)を超える場合
周波数帯	等価等方輻射電力
三 三 O MHz 以 下	以下の聞いまする。以下この欄において同じ。)(一)八四・八デシベル(いずれも一ワットを〇一)八四・八デシベル(いずれも一ワットを〇年意の一二〇朏の帯域幅における尖頭電力が(

二三〇Hzを超え一、〇〇〇Hz以下	一)七七・八デシベル以下  任意の一二〇朏の帯域幅における尖頭電力が(
一、〇〇〇Mzを超え一、五二五M以下	−)七二デシベル以下任意の一○○㎞の帯域幅における尖頭電力が
一、五二五Hzを超え一、五五九Hz以下	一〇三デシベル以下任意の三賦の帯域幅における平均電力が(二)
一、五五九MMを超え一、六〇五MK以下	Ⅰ)七七デシベル以下任意の一○○㎞の帯域幅における尖頭電力が
一、六〇五Mzを超え一、六一〇M以下	fは、Hzを単位とする周波数とする。 により求められる値以下 -70+8/5(f-1605)デウベル 信意の一Hzの帯域幅における尖頭電力が次の式

受信装置 副次的に

とする。) 以下の場合は二の2の一に規定する等価等方輻射電力の値を、 発する電波等の限度は、 最大等価等方輻射電力が一五デシベル(一ワットを○デシベル 最大等価等方輻射電 一 力 が

下一〇Mを超え一、六二六・五M以	Ⅰ)七二デシベル以下任意の一○○㎞の帯域幅における尖頭電力が
MHz以下一、六二六・五Mを超え一、六二六・五	六三デシベル以下任意の三朏の帯域幅における尖頭電力が(1)
一、六六二・五Mを超え一〇・七M以下	ー)七二デシベル以下任意の一○○㎞の帯域幅における尖頭電力が
一〇・七品を超え一二・七五品以下	Ⅰ)七二デシベル以下任意の一○○㎞の帯域幅における尖頭電力が

一五デシベル(一ワットを○デシベルとする。)を超える場合は二の2の○に規定する等価等方輻

射電力の値を、それぞれ超えないものであること。